

承認第 4 号

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専  
決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 13 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

豊大専第4号

専 決 処 分 書

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

豊後大野市長 川 野 文 敏



豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和4年豊後大野市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の改正規定の前に次のように加える。

第2条第2項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1号イ(ア)の改正規定中「第23条第1号イ(ア)」を「第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同項第1号イ(ア)」に改め、同条第2号イ(ア)の改正規定中「同条第2号イ(ア)」を「同項第2号イ(ア)」に改め、同条第3号イ(ア)の改正規定中「同条第3号イ(ア)」を「同項第3号イ(ア)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。